

一般社団法人	任意団体	備考
<p>日本デザイン学会総会運営細則</p> <p>平成 28 年●月●日</p> <p>第 1 条【適用範囲】総会は、日本デザイン学会定款の定めるところによるほか、この細則によって行う。</p> <p>第 2 条【総会任務】総会は定款第 3 条および、第 4 条に定める本会の目的と事業を達成するため、定款第 12 条に定められた議決事項につき議決する機関として設置される。</p> <p>第 3 条【総会招集者】総会の招集者は、定款第 14 条第 1 項の規定により、会長とする。</p> <p>2. 会長に事故ある時は、定款第 21 条第 3 項により副会長が総会招集者となる。</p>	<p>日本デザイン学会評議員会運営細則</p> <p>平成 10 年 5 月 23 日制定 平成 17 年 6 月 18 日改正</p> <p>第 1 条【適用範囲】評議員会は、日本デザイン学会会則（以下会則という）の定めるところによるほか、この細則によって行う。</p> <p>第 2 条【評議員会任務】評議員会は会則第 4 条および、第 5 条に定める本会の目的と事業を達成するため、会則第 16 条第 7 項により、<u>会長、副会長、理事、支部長、副支部長、監査の選出に当たるほか、会長および理事会の諮問に応ずる。</u></p> <p><u>2. 会則第 24 条第 1 項に定められた議決事項につき議決する機関として設置される。</u></p> <p><u>3. 評議員会は会則第 24 条第 3 項により、前項に定めた事項の他、会務運営上の重要事項につき、理事会に対して付議または勧告することができる。</u></p> <p>第 3 条【評議員会招集者】評議員会の招集者は、会則第 16 条第 1 項の規定により、会長とする。</p> <p>2. 会長に事故ある時は、会則第 16 条第 2 項により副会長が評議員会招集者となる。</p>	<p>一般社団法人後、評議員会は、代議員による総会の位置付けに変更となります。</p> <p>一般社団法人設立後の理事会において制定</p> <p>一般社団法人における社員総会は、役員選任・決算承認・その他重要意思決定事項を行う法人の最高意思決定機関として位置付けられることとなります。 (従来の正会員による総会、評議員による評議員会を合わせもった形の意思決定機関となります。)</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>第4条【総会議長】<u>総会の議長は会長、副議長は副会長とする。</u></p> <p>第5条【総会組織】<u>総会は、定款第11条第1項により、すべての代議員によって組織する。</u></p> <p>第6条【総会開催】<u>総会は、定款第13条により、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</u></p> <p>2. <u>定款第14条第2項により、総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</u></p> <p>第7条【総会議決】<u>総会は、総代議員の過半数を有する代議員の出席によって成立し、その議決に関しては、次のように行う。</u></p>	<p>第4条【評議員会議長】<u>評議員会議長1名ならびに副議長1名は、会則第24条第2項により、出席評議員の互選によって定める。</u></p> <p>第5条【評議員会組織】<u>評議員会は、会則第14条第1項により、会則第3条に定める地区毎に、正会員10名に対し1名の評議員によって組織する。</u></p> <p>第6条【評議員会開催】<u>評議員会は、会則第23条第1項により、2年に1回以上会長が招集する。</u></p> <p>2. <u>会則23条第2項により、理事会がその必要を認めたとき、または、評議員総数の3分の1以上の要求があったとき、会長は評議員会を招集しなければならない。</u></p> <p>3. <u>会則23条第3項により、評議員会は、通信によって行うことができる。この場合の通信とは、郵便、ファックス、E-mail等を指す。</u></p> <p>第7条【評議員会議決】<u>評議員会は、構成員の4分の1以上の出席によって成立し、その議決に関しては、次のように行う。</u></p>	<p>定時総会は毎事業年度開催する必要がある。臨時総会は、必要に応じて開催することができます。</p> <p>社員による総会の招集の請求については、法律上の規定に基づき行うこととなります。</p> <p>書面又は電磁的記録による議決権行使を行うことはできますが、総会自体を物理的に開催しないということはありません。</p> <p>総会の成立要件は、過半数となっています。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>(1) <u>代議員</u>は各1個の議決権を有する。</p> <p>(2) <u>代議員</u>は、議決権の行使を<u>他の代議員</u>に委任することができる。</p> <p>(3) 前号の議決権を委任する場合には、当該<u>代議員</u>は、委任を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 前号による委任は出席とみなす。</p> <p>(削除)</p> <p>第8条【議事録作成・保存】<u>総会</u>は、審議事項に関する議事録を作成し、これを永久保存しなければならない。</p> <p>2. <u>総会議事録</u>は本部事務局がこれを作成し、理事会に報告しなければならない。</p> <p>第9条【議事録告知】<u>総会議事録</u>は、会報によって会員に告知しなければならない。</p>	<p>(1) <u>議決</u>は出席評議員会構成員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する。</p> <p>(2) <u>評議員会構成員</u>は各1個の議決権を有する。</p> <p>(3) <u>評議員会構成員</u>は、議決権の行使を<u>評議員会構成員</u>に委任することができる。</p> <p>(4) 前号の議決権を委任する場合には、当該<u>評議員</u>は、委任を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>(5) 前号による委任は出席とみなす。</p> <p>2. <u>評議員会</u>を通信によって行う場合に当たっては、本部運営細則によるほか以下のように行う。</p> <p>(1) 会長は、<u>評議員会</u>を通信によって行っていることを明記する。</p> <p>(2) 通信における出席は、書面をもって確認する。</p> <p>(3) 議決については、前項の各号による。</p> <p>第8条【議事録作成・保存】<u>評議員会</u>は、審議事項に関する議事録を作成し、これを永久保存しなければならない。</p> <p>2. <u>評議員会議事録</u>は本部事務局がこれを作成し、理事会に報告しなければならない。</p> <p>第9条【議事録告知】<u>評議員会議事録</u>は、会報によって会員に告知しなければならない。</p>	<p>可否同数の場合に議長が決めることはできません。</p> <p>通信のみで総会を開催することはできません。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>付則</p> <p>第1条 本細則は、<u>定款で定める事項を除き、理事会の議決により変更することができる。</u></p> <p>第2条 この細則は、<u>平成29年4月1日より施行する。</u></p>	<p>付則</p> <p>第1条 本細則は、<u>理事会の議決により変更することができる。</u></p> <p>第2条 この規定は、<u>平成10年5月23日より施行する。</u></p> <p>第3条 この細則の改正は、<u>平成17年6月24日から施行する。</u></p>	<p>当該細則の中で、定款で定めている事項については、総会決議で変更する必要があります。</p>